

本塩子ども会野球部 会則

1. 名称

本チームは『本塩子ども会野球部』と称する。

2. 目的

本チームは会員が野球を通じて親睦と友情を深め、協調心・思いやり・規律を守る心を育て、体力・気力のある青年となるよう成長をサポートすることを目的とする。

3. 行事

本チームの目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 本塩子ども会主催の各行事への参加
- 2) 市川市少年野球連盟及び行徳少年野球連盟の各大会、及び行事への参加
- 3) 上記以外の主催者の大会、練習、練習試合、及び行事への参加
- 4) 保護者と子供の懇談会及び親睦会の主催
- 5) その他、追加的にコーチ会議及び母の会で決定する行事の主催、及び参加

4. 入会資格

本チームは本塩地区周辺の小学生1年生～6年生で、本塩子ども会に入会し所定の手続きにより認められた者とする。(体験入部は原則1か月を目途とし、3か月を上限とする。また、幼稚園保育園年長さんについては当該選手保護者様の現場サポートを確認の上、入団可。)

5. 役員

当チームは次の役員を置く。原則として役員の任期は1年間とする。

- 代表1名 副代表1名 部長1名 高学年監督1名 低学年監督1名
コーチ(指導者在籍1年以上のみ役員とする)、副部長
※代表、副代表は監督或いは、コーチの兼任を可能とする。

6. 役員の任務

- ・代表-チームの責任者として、チームを統括する。また、チームの決定事項に最たる責任を負い、客観的視野を失わず、チームが会則に謳う目的に沿った活動が長期的に安定してできるように最大限力を尽くす。
- ・副代表-チームの第二の責任者として、チームの統括をサポートする。代表不在の際には代表代行として、最大限力を尽くす。
- ・部長-代表、副代表、監督と連携し、主に全学年の母のまとめ役としてチームの目的に沿う活動ができるよう力を尽くす。
- ・監督-グラウンドでの責任者として、チームの目的を理解し、他の役員と連携しながら、全会員の精神的安定と成長、そして技術的向上を目指す。勝利至上主義にならない。また、安全管理に十分注意する。
- ・コーチ(指導者在籍1年以上)-安全管理、監督のサポート、役員同士のコミュニケーション、全会員の精神的安定と成長、技術的向上をサポートする。
- ・副部長-安全管理、部長のサポート、役員並びに母とのコミュニケーション、全会員の精神的安定と成長をサポートする。

7. 役員の任命、解任

- ・代表については、年末(11月～12月)役員にて賛成過半数(委任状含む)にて毎年1度の承認手続きを行う。また、その他の時期においても、3分の2(委任状含む)の決議により、解任されることがある。代表は、その責任の重さから、自ら退く際には、(やむを得

ない場合を除き、) 6か月の猶予期間(準備期間)をもってその意向をチームに伝えることとする。

・副代表については、代表による推薦があった場合のみ、役員による過半数賛成にて承認手続きを行い、就任する。解任に関しては代表と同様とする。

・部長の任期は1月1日から12月31日までを期限とする。年末の母の会、並びに代表の承認を経て就任する。母の会の3分の2による決議、或いは代表と副代表の協議により、解任されることがある。副部長も同様とする。

・監督の任期は1月1日から12月31日までを期限とする。代表が推薦し、前年末開催されるコーチ会議にて参加者賛成過半数(委任状含む)にて承認手続きを行う。また、その他の役員の3分の2の決議、或いは代表と副代表の協議により、解任されることがある。

・コーチは、代表、副代表による承認を経て就任する。また、監督を含めた三者の協議にて解任されることがある。(役員でないコーチもこれに準ずる)

補足) 代表、部長、監督については、辞任、解任や転出により不在となった場合、出来るだけ速やかに新任者の指名手続きを行うこととする。

8. 会員、会員保護者の役割

会員並びに会員保護者はチームの目的を理解し、挨拶は積極的に行うこと。感謝の気持ちを忘れず、自分を含めたチームの皆が安全に健全に活動できるように言動、行動をコントロールして楽しむように努めることを基本とする。また、会員の母(父による代行可)は例外を除き、母の会で決まった業務を担当頂くこととする。

9. 役員会議、コーチ会議、及び母の会

役員会議、コーチ会議、及び母の会は運営に必要な具体的な事項を話し合い決定する機関であり、代表、副代表、監督または部長が必要と認めた時は臨時招集することが出来る。特別な議題がない時も、コミュニケーション強化を目的とし、原則として、コーチ会議は2か月に1度以上、母の会は4か月に1度以上開催することを目指す。役員会議は役員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立とする。

10. 会費

1) 月額会費

- ・1年生～3年生：月額2,100円(子ども会会費を含む、子ども会安全会費除く)
- ・4年生～6年生：月額2,600円(子ども会会費を含む、子ども会安全会費除く)
- ・その他：兄弟姉妹部員は500円引き

2) 傷害保険(スポーツ保険)

全学年：年額800円

3) 納入方法

月額会費は、3か月分を前納とする。また、新入団、退団時には日割り計算はせず、月単位で精算する。新学年は4月分からとし、6年生の会費徴収は12月分までとする。傷害保険費用は年額の一括支払いとする。

11. 会費等の主な用途

- 1) 野球用具購入費
- 2) 大会参加費
- 3) 傷害保険料(スポーツ保険など)
- 4) 交通費
- 5) グラウンドの使用料
- 6) イベント経費、連盟その他の野球関係集会費
- 7) 慶弔金*
- 8) その他諸経費

*祝い金(会員同居母出産の際には5,000円、OB甲子園出場時5,000円)

*弔慰金(役員、会員本人及び会員の同居両親兄弟姉妹のお香典1万円、市連盟やそれに類する団体関係者に対しては5,000円を上限とし、都度代表判断とする)

12. 会計報告

会計担当者は、毎年第一四半期中に前年度の決算報告を役員会議にて行い、役員過半数の賛成をもって承認を得ることとする。決算報告書については、新しい会計担当者が監査役2名となり（同一人物が2年を超えて会計担当者となることは原則認めない）、その署名をもって監査済みの扱いとする。また、その内容については、役員による承認後速やかに、保護者による開示請求に応じることとする。会計内容に疑義が生じた場合、代表が指揮を執り、役員内で適切且つ速やかに対処する。

13. 事故責任、安全配慮、見舞金

部員が練習・試合、その他の行事に参加中に負った事故、また集合場所への往路復路については、チーム並びに役員はその責任を一切負わない。無論、現場責任者である監督は安全配慮義務について十分に理解し、コーチや当番母の協力を得て、最大限安全に配慮する。例えば、OB等によるグラウンド内硬式球の使用は原則禁止とする。許可する場合、監督が直接安全確保を確認した上で判断する。また、不慮の事故やけがに対し、状況次第で部費からの見舞金は検討することがある。判断については代表がその責任を負い、その場合、原則として部費からの拠出は1万円を上限とする。

14. 会員資格の一時停止、喪失

以下に該当する際、代表、副代表、監督、部長の四者にて協議し、一定期間謹慎或いは除名の判断となることがある。

- 1) 会員、或いは会員の保護者が、会則を含む部の決定事項を守らない場合
- 2) 会員、或いは会員の保護者の言動がチームの活動を乱し、チームに不利益となる場合
- 3) 1か月以上無断欠席した場合
- 4) 犯罪にかかわった時、或いはチームの活動に悪影響のある他団体に属した場合
- 5) その他、代表、副代表、部長、監督で協議の上、その必要があると判断した場合

15. 規約外事項の取り扱い

この会則に定めのない事項については、コーチ会議並びに母の会にて意見収集の上、役員会議において決定するが、代表がその決定を承認し責任を負うこととする。

16. 本会則の改廃

本会則は、役員過半数の賛成をもって、改正、及び廃止することができる。

以上